

鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市規則第16号

##### 鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医療職給料表（一）の部職務の級が3級である職員（病院長及び医療参事の職にある職員に限る。）の項中「(病院長及び医療参事の職にある職員に限る。)」を削り、同部職務の級が3級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）及び2級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）の項中「3級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）及び」及び「(院長代理及び副院長の職にある職員に限る。)」を削り、同部職務の級が2級である職員（医長の職にある職員に限る。）の項を削り、同表医療職給料表（三）の項中「及び看護師長」を「、看護師長及び局長」に改める。

別表第2 医療職給料表（一）の部職務の級が3級である職員（病院長及び医療参事の職にある職員に限る。）の項中「(病院長及び医療参事の職にある職員に限る。)」を削り、同部職務の級が3級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）及び2級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）の項中「3級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）及び」及び「(院長代理及び副院長の職にある職員に限る。)」を削り、同部職務の級が2級である職員（医長の職にある職員に限る。）の項を削り、同表医療職給料表（三）の項中「及び看護師長」を「、看護師長及び局長」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。